

枚方市条例第 25 号

枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中

「

日額 12,800円（従事した投票管理時間が7時間以内の場合にあつては、6,400円）

」を

「

日額 17,100円（従事した投票管理時間が13時間未満の場合にあつては、当該額を13で除して得た額に当該従事した投票管理時間を乗じて得た額）

」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中

「

(1) 開設時間が午前8時30分から午後8時までである期日前投票所 日額 11,300円（当該従事した投票管理時間が6時間以内の場合にあつては、5,650円）
(2) 前号に掲げる期日前投票所以外の期日前投票所 日額 11,300円を11.5で除して得た額に当該従事した投票管理時間を乗じて得た額

」を

「

日額 14,100円（従事した投票管理時間が11.5時間未満の場合にあつては、当該額を11.5で除して得た額に当該従事した投票管理時間を乗じて得た額）

」に改め、同表開票管理者の項中「10,800円」を

「12,200円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中

「

日額 10,900円（従事した投票立会時間が7時間以内の場合にあつては、5,450円）

」を

「
日額 15,000円（従事した投票立会時間が13時間未満の場合にあつては、当該額を13で除して得た額に当該従事した投票立会時間を乗じて得た額）
」

に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中

「
(1) 開設時間が午前8時30分から午後8時までである期日前投票所 日額 9,600円（当該従事した投票立会時間が6時間以内の場合にあつては、4,800円）
(2) 前号に掲げる期日前投票所以外の期日前投票所 日額 9,600円を11.5で除して得た額に当該従事した投票立会時間を乗じて得た額
」

を

「
日額 12,200円（従事した投票立会時間が11.5時間未満の場合にあつては、当該額を11.5で除して得た額に当該従事した投票立会時間を乗じて得た額）
」

に改め、同表開票立会人の項中「8,900円」を

「10,100円」に改める。

附 則 [令和7年6月17日公布]

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙等について適用し、同日前にその期日を公示され、又は告示された選挙等については、なお従前の例による。